

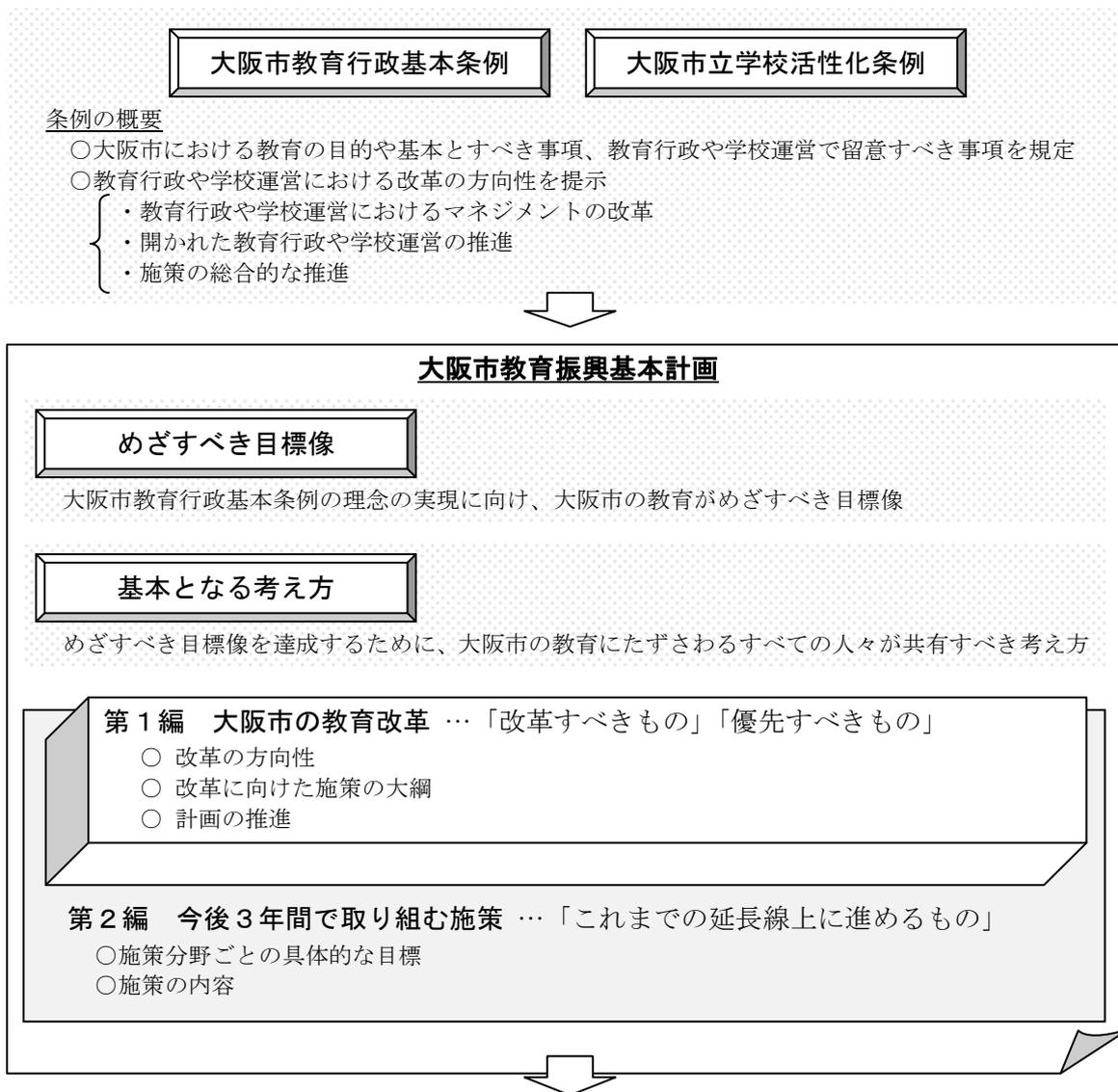
計画の推進

第1 計画の位置付け

大阪市教育振興基本計画では、大阪市教育行政基本条例や大阪市立学校活性化条例の趣旨を踏まえ、大阪市の教育がめざすべき基本的な目標や、その達成のための施策の大綱を定めています。

なお、施策の大綱については、今後3年間で取り組む施策から、特に大阪市の教育改革を進めるための施策を取り出して「第1編 大阪市の教育改革」に掲げています。

この計画に沿って実施する施策の、年度ごとの具体的取組については、教育委員会事務局が策定する「教育委員会事務局運営方針」や（仮称）「学校運営の指針」、各学校園が策定する（仮称）「学校運営の計画」に基づき取り組んでいきます。



各年度における具体的取組

【教育委員会】

教育委員会事務局運営方針

計画を推進するに当たり、その年度において教育委員会が直接実施し、又は学校園に提供する施策の目標や内容を示すもの

【学校園】

(仮称)運営に関する計画

その年度において、各学校園が教育活動をはじめとする学校運営でめざすべき目標やそれを達成するための取組などを掲げるもの

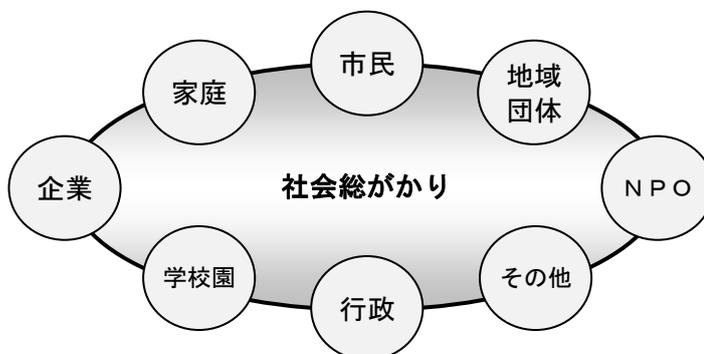
(仮称)学校運営の指針

その年度において、校園長の判断で創意工夫をこらした学校運営を進めるに当たっての指針となるもの

第2 計画の推進

1 連携協力の促進

大阪市では、この計画に基づき施策を総合的に推進するために、市の関係機関（市会・市長・教育委員会）が一体となって施策の実施に必要な措置を講じるとともに、学校園、家庭、地域団体、NPO、企業その他の教育にたずさわるすべての人や団体が連携し、社会総がかりで教育活動に取り組むためのしくみづくりを進めます。



2 計画の進捗管理

施策を計画的に推進するに当たり、教育行政と学校運営において Research(実態把握)－Plan(計画)－Do(実行)－Check(評価)－Act(改善)－といったサイクルを確立するためのしくみを整えます。具体的には、この計画の中で施策分野ごとに設定した指標をもとに、毎年、教育行政点検評価や学校評価を行います。評価結果は市民に公表するとともに、翌年度の局運営方針や運営に関する計画に反映させていきます。

